くらしの税情報

税源移譲に伴う市県民税の住宅ローン控除を受けるには申告が必要です

税源移譲により、所得税額が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

このため、平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市県民税(所得割)からも控除できます。

市県民税の住宅ローン控除を受けられる方は、昨年に引き続き申告をしていただく必要があります。

平成28年度分までの市県民税に適用となりますので、その間において該当する年は毎回申告が必要となります。

申告方法

所得税の確定申告をされない方 (給与のみで年末調整をする方) 市税務課に「住宅借入金等特別税額控除申告書(給与所得のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)」を源泉徴収票添付の うえ提出してください。

平成21年1月1日現在お住まいの市町村へ提出ください。

所得税の確定申告をされる方

税務署に確定申告をする際に、「住宅借入金等特別税額控除申告書 (確定申告書を提出する納税者用)」を提出してください。

申告書様式は、税務課に備え付けてあります。また、市ホームページにも掲載してありますのでご利用 ください。

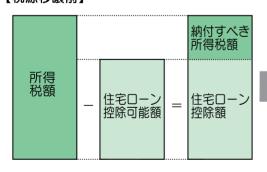
申告書には「住宅借入金等の年末残高合計額」あるいは「住宅の居住開始年月日」等を記載する欄があります。年末調整で会社等へ提出する場合、事前に内容を控えておくようにしてください。既に提出済みの場合は会社に確認する等してください。

申告期限

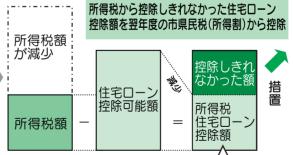
毎年の確定申告期限まで(平成21年は3月16日まで)

なお、給与のみで年末調整をする方については、源泉徴収票がお手元に届き次第申告が可能となります。 確定申告開始(平成21年は2月16日)以前でも受付できますので市税務課までお越しください。

【税源移譲前】



【税源移譲後】





これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

事業所得がある方、申告は収支計算で

事業所得者(営業、農業、不動産所得等)の場合、所得金額の計算は収入金額から必要経費を差引いて計算する収支計算が原則です。

収支計算では、必要経費を項目ごとに分類して計算することになりますので、日ごろから領収書等を項目ごとに区分して保存するとともに、帳簿等への記帳も心がけてください。

帳簿等へ記帳することにより、申告時の計算がスムーズに行えるほか、必要経費の計上漏れ等を防ぐこともできます。

問い合わせ先

税務課 市民税グループ ☎40-5554